

岸和田市景観計画に基づく 届出のてびき

手続き編

平成22年9月

岸和田市まちづくり推進部都市計画課

目 次

はじめに	1
第 1 章 景観計画に基づく届出	
1. 景観計画とは	2
2. 届出の進め方	2
第 2 章 届出のながれ	
1. 届出対象行為	4
届出が必要な具体例	
2. 届出のながれ	7
3. 届出等の方法	9
(1) 事前協議	
(2) 景観法第 16 条第 1 項に基づく届出	
(3) 行為等の変更に係る届出	
(4) 行為等の完了または中止に係る届出	
4. 記入例等	15
(1) 事前協議書の記入例	
(2) 景観計画区域内行為届出書の記入例	
(3) 事前協議書・景観計画区域内行為届出書の記入要領	
(4) 景観計画区域内行為変更届出書の記入例	
(5) 景観計画区域内行為（完了・中止）届の記入例	
(6) 自己診断カルテ（景観配慮事項説明書）の記入例	
(7) 景観誘導図の記入例	
様式集	24

はじめに

岸和田市では、平成3（1991）年に、快適環境都市を目指して、景観整備の方針・まちづくりの方針を一定の方向へ導いていくため、「岸和田市都市景観形成基本計画」を策定しました。平成6（1994）年には、「岸和田市都市景観条例」の制定や景観誘導基準を策定し、大規模建築物等の新築などに対し助言・指導を行い、また、景観まちづくりに取り組む市民団体の活動などを支援し、景観まちづくりを進めてきました。

このような中、平成16年に我が国初の景観に関する法律「景観法」が制定され、「景観は国民共通の資産」という理念が示され、自治体の取り組みに法的裏付けが与えられました。

これを機に、本市では、より積極的に景観まちづくりを進めるため、平成20年5月1日に景観行政団体になりました。

平成20年11月には、これまで進めてきた取り組みを継承し、新しい時代のニーズに応え、将来に向けた仕組みを整えるため「岸和田市景観形成基本計画」を再編し「岸和田市景観形成基本方針」を策定しました。

そして、恵まれた自然・歴史・文化資産を活かし、本市にふさわしい風格ある景観づくりに努めることで、更に岸和田らしい魅力あふれた快適なまちとして、次の世代へ引き継いでいくため、「岸和田市都市景観条例」を「岸和田市景観条例」と改正するとともに「岸和田市景観計画」の策定を行い、平成22年10月1日から景観法に基づく届出制度を運用することとしました。

岸和田市景観計画では、市全域を景観計画区域とし、景観形成の方針や、建物・工作物の色やデザインなどの守るべき景観形成基準を定めています。

ここでは、この届出の手続きについて説明します。

より良い景観まちづくりを進めていくためには、市民・事業者・行政がお互い協力し合うことが必要です。ご理解、ご協力をお願いします。

景観形成の基本的考え方

○ 基本姿勢

景観資源を

まもる（保全・修復）

はぐくむ（育成・支援）

つくりだす（創生）

景観素材要素を

とりのぞく（除却）

あらためる（改善・誘導）

○ 進め方

まちはみんなの共同作品……まもり、そだてよう、みんなのまち

第1章 景観計画に基づく届出

1. 岸和田市景観計画とは

岸和田市景観計画とは、景観法第8条の規定により、景観行政団体（岸和田市）が良好な景観の形成を図るために定める計画で、岸和田市景観条例と一体となって区域や行為に対する景観形成の為に制限する事項や、届出などを定めるものです。

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針 など

また、定められた行為は、景観法第16条の規定により、届出が必要となります。

2. 届出の進め方

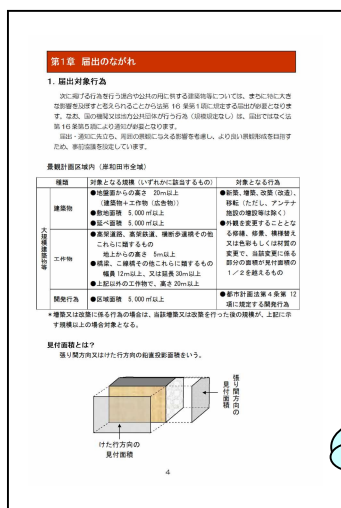
① 岸和田市景観計画を確認する〔別紙「岸和田市景観計画」参照〕



建築計画等を立てる場合は、はじめに、
岸和田市景観計画を確認しましょう。
行為地の位置付けや景観形成の方針、
目標、制限内容等を確認できます。

岸和田市ホームページ、
都市計画課窓口でご覧いただけます。

② 届出等が必要なのかを確認する〔本書4ページからを参照〕



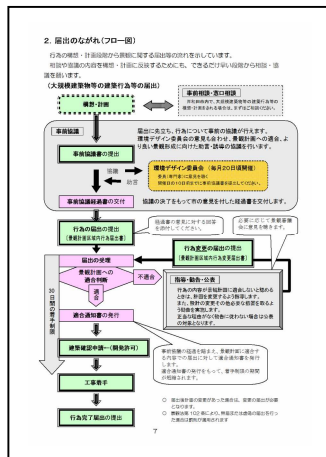
行為の内容が届出の必要な行為である
か確認しましょう。
必要な行為であるときは、次の③に進みます。
届出が不要な行為でも、景観計画に適応し
より良い景観形成に寄与する行為となる
よう計画を立てましょう。

③ 手続き内容を確認する〔本書7ページからを参照〕

届出の流れと届出に必要な書類を確認しましょう。

届出に先立ち、岸和田市景観計画への適合やより良い景観形成に向けた「事前協議」を設定していただきますのでご活用ください。

届出の流れ〔7ページ～〕



必要な添付図書〔12ページ～〕

添付図書	備考	添付する添付図書
① 設計図書	1/2500	① 設計図書 ② 設計図書 ③ 設計図書 ④ 設計図書 ⑤ 設計図書 ⑥ 設計図書 ⑦ 設計図書 ⑧ 設計図書 ⑨ 設計図書 ⑩ 設計図書 ⑪ 設計図書 ⑫ 設計図書 ⑬ 設計図書 ⑭ 設計図書 ⑮ 設計図書 ⑯ 設計図書 ⑰ 設計図書 ⑱ 設計図書 ⑲ 設計図書 ⑳ 設計図書 ㉑ 設計図書 ㉒ 設計図書 ㉓ 設計図書 ㉔ 設計図書 ㉕ 設計図書 ㉖ 設計図書 ㉗ 設計図書 ㉘ 設計図書 ㉙ 設計図書 ㉚ 設計図書 ㉛ 設計図書 ㉜ 設計図書 ㉝ 設計図書 ㉞ 設計図書 ㉟ 設計図書 ㊱ 設計図書 ㊲ 設計図書 ㊳ 設計図書 ㊴ 設計図書 ㊵ 設計図書 ㊶ 設計図書 ㊷ 設計図書 ㊸ 設計図書 ㊹ 設計図書 ㊺ 設計図書 ㊻ 設計図書 ㊼ 設計図書 ㊽ 設計図書 ㊾ 設計図書 ㊿ 設計図書

④ 行為の制限の内容を確認する 〔岸和田市景観計画、岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインを参照〕

項目	内容
1. 景観計画区域における大規模建築物等の景観形成基準	【景観計画に基づく行為の制限】 景観計画は、景観計画区域における大規模建築物等の景観形成基準として、景観形成基準と「景観形成基準」を定めることとする。 景観形成基準は、景観形成基準と「景観形成基準」を定めることとする。 景観形成基準は、景観形成基準と「景観形成基準」を定めることとする。
2. 景観計画区域における大規模建築物等の景観形成基準	景観形成基準は、景観形成基準と「景観形成基準」を定めることとする。 景観形成基準は、景観形成基準と「景観形成基準」を定めることとする。 景観形成基準は、景観形成基準と「景観形成基準」を定めることとする。

岸和田市景観計画により定めている行為の制限の内容を確認しましょう。

届出が必要な建築行為等を計画する際は、厳守事項である景観形成基準と色彩基準を十分に把握し計画を立案してください。

また、より良い景観形成を目指して、誘導基準を活用しましょう。

第2章 届出のながれ

1. 届出対象行為

次に掲げる行為を行う場合や公共の用に供する建築物等については、まちに特に大きな影響を及ぼすと考えられることから景観法第 16 条第 1 項に規定する届出が必要となります。なお、国の機関又は地方公共団体が行う行為（規模規定なし）は、届出ではなく同法第 16 条第 5 項により通知が必要となります。

届出・通知に先立ち、周囲の景観に与える影響を考慮し、より良い景観形成を目指すため、事前協議を設定しています。

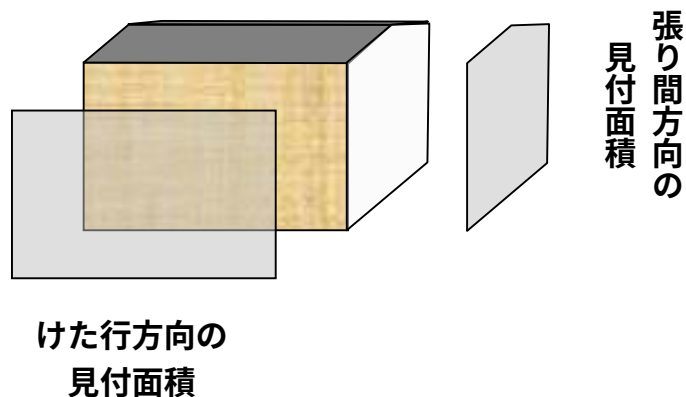
景観計画区域内（岸和田市全域）

種類	対象となる規模（いずれかに該当するもの）	対象となる行為
大規模建築物等	建築物 ●地盤面からの高さ 20m以上 （建築物+工作物（広告物）） ●敷地面積 5,000 m ² 以上 ●延べ面積 5,000 m ² 以上	●新築、増築、改築（改造）、移転（ただし、アンテナ施設の増設等は除く） ●外観を変更することとなる修繕、修景、模様替え又は色彩もしくは材質の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積※1の 1/2 を超えるもの
	工作物 ●高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの 地上からの高さ 5m以上 ●橋梁、こ線橋その他これらに類するもの 幅員 12m以上、又は延長 30m以上 ●上記以外の工作物で、高さ 20m以上	
	開発行為 ●区域面積 5,000 m ² 以上	●都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

* 増築又は改築に係る行為の場合は、当該増築又は改築を行った後の規模が、上記に示す規模以上の場合対象となる。

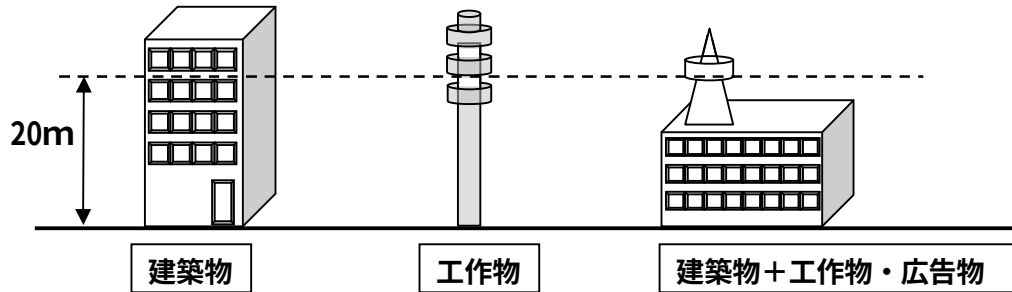
※ 1 見付面積とは？

張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。

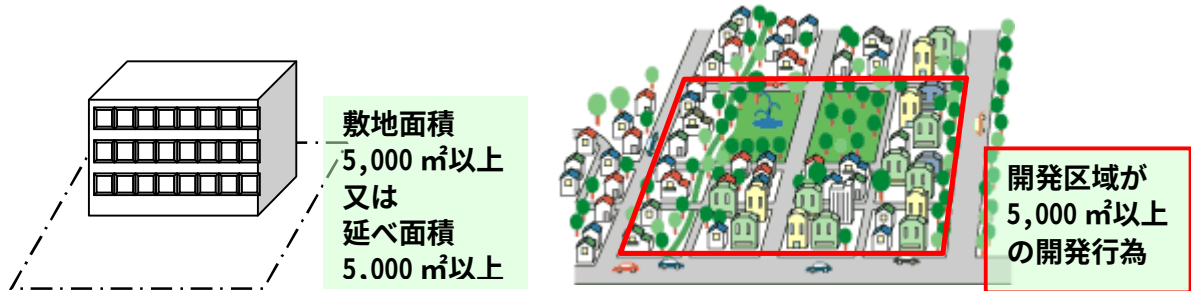


届出が必要な具体例

ケース1) 高さが地盤面から20m以上ある建築物、工作物の新築



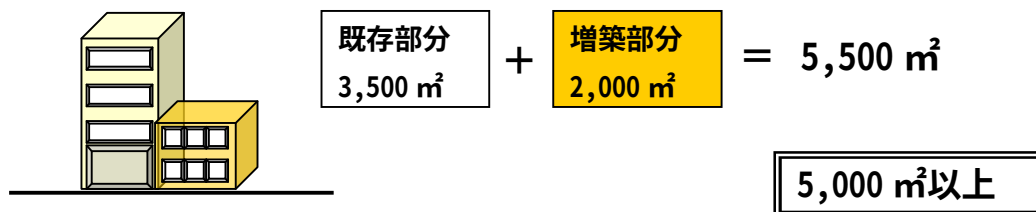
ケース2) 建築物の敷地面積が5,000 m²以上、又は延べ面積が5,000 m²以上、
区域面積が5,000 m²以上の開発行為



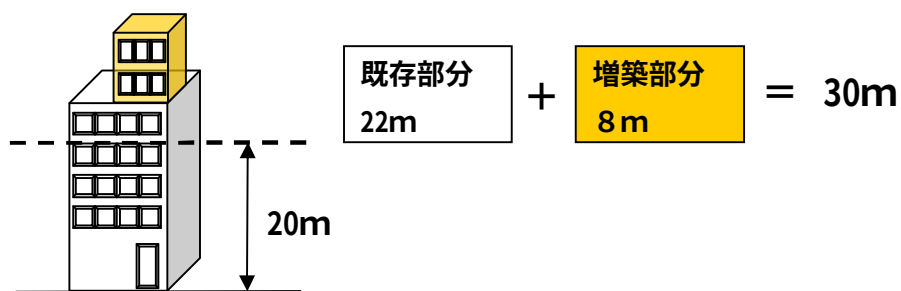
ケース3) 敷地面積5,000 m²以上又は延べ面積5,000 m²以上の既存建築物を増築する
場合



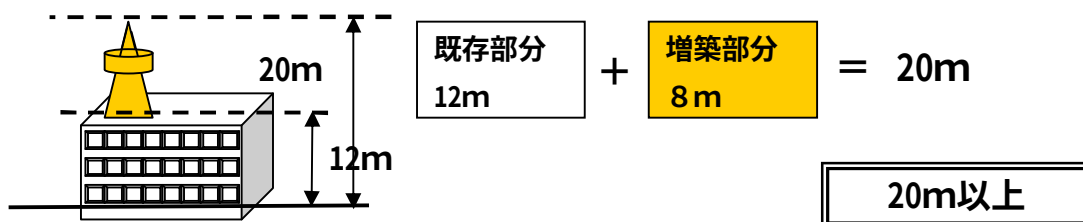
ケース4) 増築後の延べ面積が5,000 m²以上となる場合



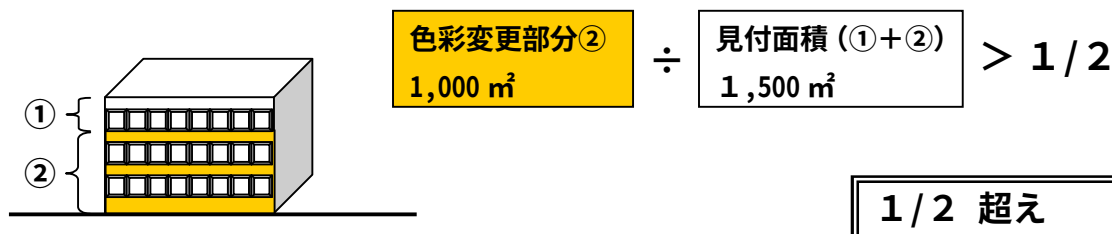
ケース5) 高さが20m以上の既存建築物を増築する場合



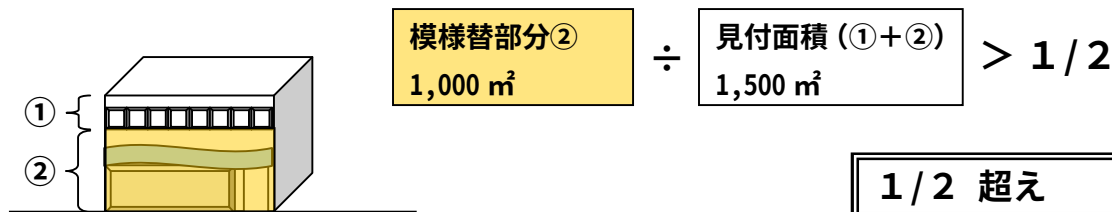
ケース6) 増築後の高さが20m以上となる場合



ケース7) 大規模建築物等の見付面積(建築物の一面)の1/2を超える部分の色彩を変更する場合



ケース8) 大規模建築物等の見付面積(建築物の一面)の1/2を超える部分の模様替えする場合



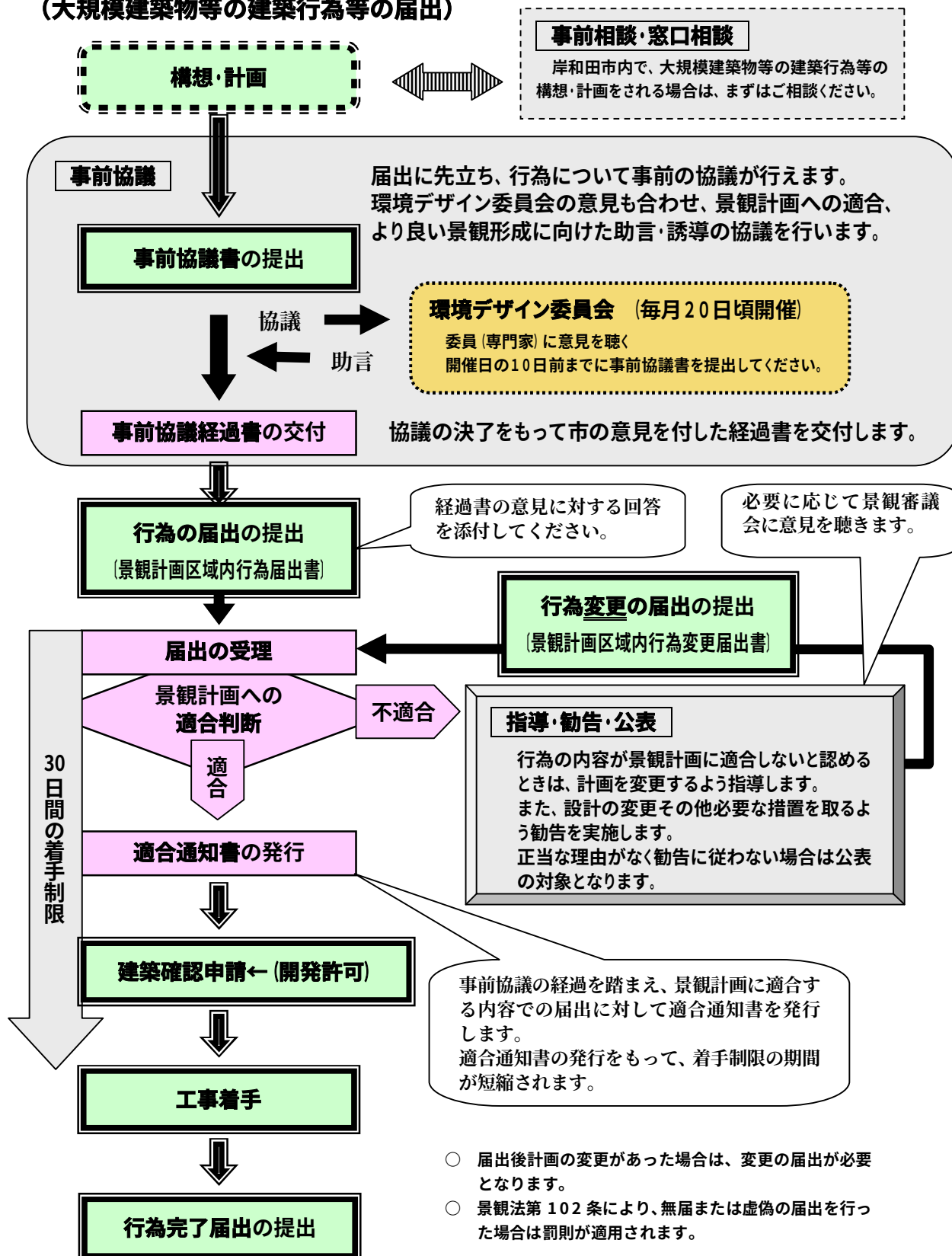
*大規模建築物等、見付面積については、P. 4を参照してください。

2. 届出のながれ (フロー図)

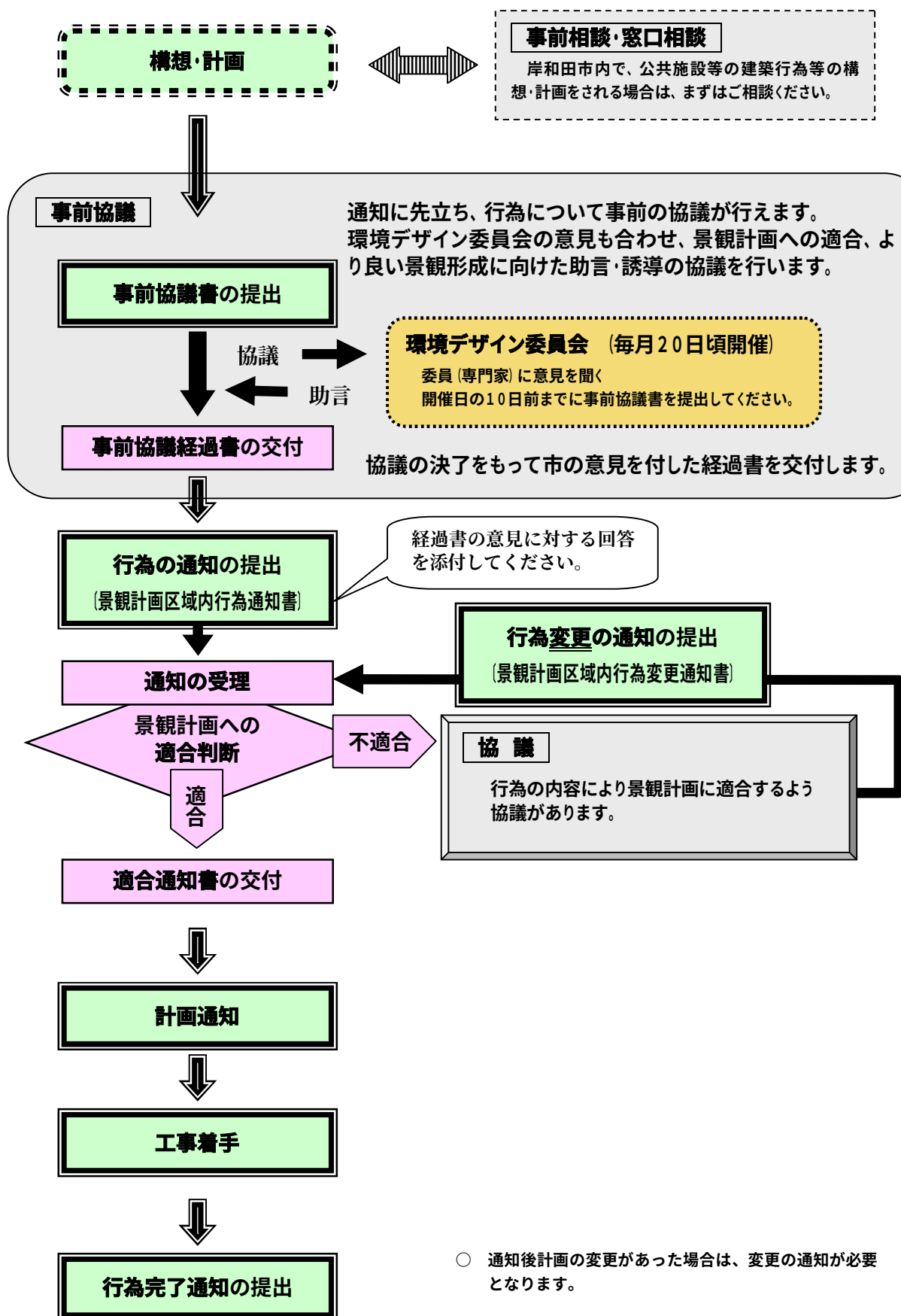
行為の構想・計画段階から景観に関する届出等の流れを示しています。

相談や協議の内容を構想・計画に反映するためにも、できるだけ早い段階から相談・協議をお願いします。

(大規模建築物等の建築行為等の届出)



公共施設等の建築行為等の通知（国の機関、地方公共団体が行う行為）



3. 届出等の方法

景観法に基づく届出に際し、事前に景観計画への適合およびより良い景観形成を目指し事前協議（景観配慮事前協議）を設定しています。

事前協議及び、届出（通知）等について次に示す書類等の提出により行なってください。

(1) 事前協議

ア 事前協議書

事前協議書（様式第4号（規則第6条関係））を2部（正1部、副1部）提出して下さい。

環境デザイン委員会にて協議を行う場合は、別途6部（副本）提出してください。

イ 添付図書

添付図書は、建築物・工作物の場合は別表1（12ページ）、開発行為の場合は別表2（13ページ）に示す書類を添付してください。

ウ 環境デザイン委員会

軽微な行為を除き、環境デザイン委員会にて協議を行います。

- ・環境デザイン委員会は、毎月20日ごろ開催します。
- ・書類の提出期限は、開催日の10日前とします。出来る限り早い段階で相談して下さい。

(2) 景観法第16条第1項に基づく届出（第16条第5項に基づく通知）

ア 景観計画区域内行為届出書（景観計画区域内行為通知書）

事前協議を経た後、景観計画区域内行為届出書（様式第1号（規則第5条関係））〔景観計画区域内行為通知書（様式第3号（規則第5条関係））〕を2部（正1部、副1部）提出して下さい。

※国の機関又は地方公共団体が行う行為については、通知となります。

イ 添付図書

添付図書は、建築物・工作物の場合は別表1（12ページ）、開発行為については別表2（13ページ）に示す書類を添付してください。

事前協議の終了時に、意見を附した事前協議経過書を交付しますので意見に対する回答を添付してください。

ウ 着手制限（景観法第18条 行為の着手の制限）

届出が受理されてから30日間を経過した後でなければ、行為に着手することが出来ませんのでご注意下さい。

届出の内容が景観計画に適合していると認められる場合は、適合通知書（様式第5号（規則第8条関係））が発行されます。適合通知書の発行日を、行為の着手制限の末日としますので、翌日より制限が解除されます。

(3) 行為等の変更に係る届出 (通知)

① 事前協議終了後の設計又は施行の方法に係る変更

変更の内容により、再度環境デザイン委員会の協議を含む、事前協議を依頼する場合がありますのでご注意ください。支障とならない範囲での変更の場合は、変更後の内容で景観計画区域内行為届出書〔景観計画区域内行為通知書〕を提出してください。

② 景観計画区域内行為届出書〔通知書〕受理後の設計又は施行の方法に係る変更

変更の内容により、再度環境デザイン委員会の協議を含む、事前協議を依頼する場合がありますのでご注意ください。支障とならない範囲での変更の場合は、景観計画区域内行為変更届出書を提出してください。

なお、国の機関及び地方公共団体は、再度景観計画区域内行為通知書を提出してください。

ア 景観計画区域内行為変更届出書

事前に、変更内容について事前協議の要否を含め確認を行ない、景観計画区域内行為変更届出書（様式第2号（規則第5条関係））を2部（正1部、副1部）提出して下さい。

イ 添付図書

添付図書は、別表1または別様2に示す書類について、変更に係る箇所を含む書類を添付してください。なお、変更内容が確認できるよう、変更前と変更後の対照を行なってください。

ウ 届出期限

行為の変更届は、変更部分の行為の着手する30日前までにしなければなりません。変更部分の景観制限事項への適合について審査しますので、できるだけ早い時期に届出をお願いします。

③ 変更の届出を要しない変更

行為の設計や施行方法に関する変更であっても、外観に影響しない屋内の設計の変更や、屋外であっても中庭部分の色彩や樹木の変更などのように、敷地の外から見るができない変更、若しくは、景観形成に影響を与えない軽微な変更は、変更に関する届出を要しないものとします。

軽微な変更は、次に掲げる項目のいずれにも該当する場合

- (1) 建築物等の配置、規模及び形態の変更以外の変更
- (2) 建築物等の外観の色彩及び素材の変更以外の変更
- (3) 植栽する樹木の位置及び種類の変更以外の変更

④ 届出者に係る変更

届出者等において行為の権利、義務の継承があった場合や、住所及び氏名（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）に変更があった場合は、景観計画区域内行為変更届出書にて届出を行ってください。

ア 景観計画区域内行為変更届出書

景観計画区域内行為変更届出書（様式第2号（規則第5条関係））を正1部提出してください。

イ 添付図書

行為の権利、義務の継承があった場合、継承者により届出される場合は、被継承者の同意書、被継承者により届出される場合は、継承者の同意書を添付してください。

なお、連名にて届出がなされる場合は、同意書の添付は不要とします。

ウ 届出期限

届出の期限はありませんが、届出がなされるまで、変更を行ないませんので速やかに届け出てください。

※ 事前協議の終了後、行為の届出までの間に行為の権利、義務の継承があった場合は、景観計画区域内行為の届出については、事前協議の協議内容を引き継ぐため、被継承者の同意及び協議経過を遵守する旨の誓約を添付のうえ継承者により届出を行なってください。

⑤ 行為の期間に係る変更

着手予定日または完了予定日の変更がある場合は、景観計画区域内行為変更届出書にて届出を行ってください。

ア 景観計画区域内行為変更届出書

景観計画区域内行為変更届出書（様式第2号（規則第5条関係））を正1部提出してください。

(4) 行為等の完了または中止に係る届出（通知）

ア 景観計画区域内行為(完了・中止)届出書〔景観計画区域内行為(完了・中止)通知書〕

行為等が完了または中止となった場合は、景観計画区域内行為(完了・中止)届出書（様式第6号（規則第9条関係）〔景観計画区域内行為(完了・中止)通知書（様式第7号（規則第9条関係））〕を、正1部提出してください。

イ 添付図書

添付図書は、別表3（13 ページ）の示す書類を添付してください。

ウ 届出期限

届出の期限はありませんが、完了後または、中止決定後速やかに提出してください。

別表1 添付図書（建築物／工作物について）

正本を1部と、副本（正本の写し）を7部（返却用1部・環境デザイン委員会資料6部）を提出してください。

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
①委任状		・委任する者及び委任を受ける者の住所、氏名、連絡先を記入し押印してください。
②付近見取図	1/2,500	・行為地の位置及び周辺の状況を表示する図面
③自己診断カルテ （景観配慮事項説明書）		・景観形成について、配慮した事項を記載し、景観形成基準に適合しているか届出者で自己チェックをしたもの
④景観誘導図		・図面上に行為地を表示してください。 （行為地の基本景観区等の特性を把握し、その基本計画等における景観形成の方針を理解し、景観形成に活用してください。）
⑤現況カラー写真	L版以上	・行為地及び行為地周辺の状況を示す写真 ・撮影日時を記入してください。
⑥写真撮影位置図		・写真を撮影した位置、方向を示してください。
⑦配置図・ 土地利用計画図	1/100以上	・縮尺、方位、敷地境界線、道路位置（幅員明記）、建築物等、緑地、駐車場の配置及び隣地の状況を示してください。
⑧各面の立面図（彩色）	1/50以上	・2面以上立面図に彩色してください。 ・縮尺、各部分の仕上げ方法及び色彩並びに屋外付帯施設を表示してください。 ・色彩の表示は、マンセル表色系により示してください。
⑨各階の平面図	1/100以上	・工作物は除きます。
⑩断面図	1/100以上	・隣地も含めた敷地の断面を示してください。
⑪外構平面図	1/100以上	・門、塀、垣、柵、擁壁、玄関回り、敷地内通路、庭園、植栽等の敷地内の外部構成を記載してください。 ・門、塀等については、材質及び色彩（マンセル表色系）、また植栽については、樹木の配置、種類、規格（高さ・枝張り）及び数量等を記載してください。
⑫完成予想図（彩色）		・周辺の状況を含む着色した建築物等の完成予想図または、行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真に、着色した完成予想建築物等の状況を示す図を合成したものとします。 ・完成予想図を作成するに当たっては視点場の調査を行い、その内の重要な視点場での予想図とし、広告物、看板等も含め、計画中的ものをできるかぎり図示してください。ただし、小規模な行為であって、必要がないと認められるものを省略することは可能です。
⑬見付面積等計算表		・各面の見付面積とアソートカラー・アクセントカラーまたは外観変更部分の見付面積に対する割合を算出してください。
⑭参考資料等		・必要に応じ、行為の計画内容を具体的に説明できる資材等のカタログ、見本等を添付してください。（正本のみ）

【備考】

- 1 届出書等の様式は、市ホームページに掲載しています。
- 2 色彩の表示についてマンセル値表示ができない場合は、素材のサンプル等を持参してください。
- 3 ⑬見付面積等計算表は、色彩基準範囲外の色を使用する場合又は2分の1を超える外観変更（修繕、模様替、色彩変更）を行う場合に添付してください。
- 4 図面の縮尺及び内容の詳細については、上記を標準とし行為の規模、形状内容等により、個別に協議し決定します。
- 5 届出書等の大きさは、書面はA4判、図面はA3判を標準とし、行為の規模、形状、内容等により、適宜必要な大きさとしてください。
- 6 その他市長が必要と認めて指示する書類を添付してください。

別表2 添付図書（開発行為について）

正本を1部と、副本（正本の写し）を7部（返却用1部・環境デザイン委員会資料6部）を提出してください。

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
①委任状		・委任する者及び委任を受ける者の住所、氏名、連絡先を記入し押印してください。
②付近見取図	1/2,500	・開発区域の位置及び周辺の状況を表示する図面
③自己診断カルテ （景観配慮事項説明書）		・景観形成について、配慮した事項を記載し、景観形成基準に適合しているか届出者で自己チェックをしたもの
④景観誘導図		・図面上に行為地を表示してください。 （開発区域の基本景観区等の特性を把握し、その基本計画等における景観形成の方針を理解し、景観形成に活用してください。）
⑤現況カラー写真	L版以上	・開発区域及び開発区域周辺の状況を示す写真 ・撮影日時を記入してください。
⑥写真撮影位置図		・写真を撮影した位置、方向を示してください。
⑦現況平面図	1/100以上	・開発区域周辺を含む現況平面図とします。
⑧土地利用計画図	1/100以上	・縮尺、方位、敷地境界線、道路位置（幅員明記）、建築物等、緑地、駐車場の配置及び隣地の状況を示してください。
⑨造成計画図	1/100以上	
⑩造成計画断面図	1/100以上	・隣地も含めた敷地の断面を示してください。
⑪公共施設計画図	1/100以上	・公園、道路等の施設計画を記載してください。 ・柵、遊具、照明器具等については、材質及び色彩（マンセル表色系）、また植栽については、樹木の配置、種類、規格（高さ・枝張り）及び数量等を記載してください。
⑫参考資料等		・必要に応じ、行為の計画内容を具体的に説明できる資料等のカタログ、見本等を添付してください。（正本のみ）

【備考】

- 1 届出書等の様式は、市ホームページに掲載しています。
- 2 色彩の表示についてマンセル値表示ができない場合は、素材のサンプル等を持参してください。
- 3 図面の縮尺及び内容の詳細については、上記を標準とし開発行為の規模、形状内容等により、個別に協議し決定します。
- 4 届出書等の大きさは、書面はA4判、図面はA3判を標準とし、開発行為の規模、形状、内容等により、適宜必要な大きさとしてください。
- 5 その他市長が必要と認めて指示する書類を添付してください。

別表3 添付図書 完了または中止の届出について

提出部数は、正本を1部です。（受領確認が必要な場合は、副本に受付印を押印し返却します。）

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
①委任状		・委任する者及び委任を受ける者の住所、氏名、連絡先を記入し押印してください。
②現況カラー写真	L版以上	・2方向以上から全景を示す写真を添付してください。 ・完了届は、景観への配慮項目の状況を示す写真を添付してください。 ・撮影日時を記入してください。
③写真撮影位置図		・写真を撮影した位置、方向を示してください。

【備考】

- 1 届出書等の様式は、市ホームページに掲載しています。
- 2 委任状は、行為の届出書添付の委任状に本届出の行為が含まれる場合は、不要です。
- 3 届出書等の大きさは、書面はA4判、図面はA3判を標準としてください。
- 4 その他市長が必要と認めて指示する書類を求める場合があります。

4. 記入例等 [仮定の建築行為(共同住宅の新築)を想定し、記入例を作成しています。]

(1) 事前協議書の記入例

様式第4号(第7条関係)

事前協議書

平成〇〇年 1月 12日

岸和田市長様

※1 住所 〇〇市〇〇町1番2号

氏名 株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 072-456-7890

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

岸和田市景観条例第16条の規定により、景観計画区域内における行為について次のとおり事前協議を求めます。

※2	行為の場所	岸和田市 △△町 34番、35番1、36番の一部			
※3	重点地区	— 地区			
	基本景観区	☐ 臨海景観区 ☐ 旧市街地・歴史景観区 ☐ 沿道型市街地景観区 ☒ 新市街地住宅景観区 ☐ 里の景観区 ☐ 自然緑地景観区			
	基本景観軸	⑥ 旧街道景観軸 (〇〇街道)			
	景観配慮地区	— 地区			
※4	都市計画の地域地区等	用途地域	第一種住居地域	建ぺい率 60% ☐ 防火 ☐ 準防火	
	その他	—	容積率 200% ☒ その他		
※5	行為の種類	☒ 建築物 ☒ 新築又は新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 工作物 ☐ 外観の変更(□修繕 □模様替) ☐ 色彩の変更 ☐ 開発行為			
	※6	設計又は施行の方法	① 用途(種類)	共同住宅	
② 敷地面積			5,678.90 m ²		
③ 建築面積			2,345.67 m ²		
④ 延べ面積			10,987.65 m ²		
⑤ 外観の変更面積			— / — m ²		
⑥ 高さ			23.40 m		
⑦ 構造・階数			鉄骨造 地上5階地下0階		
⑧ 色彩			ベーシックカラー	10YR7.5/1	
開発行為		⑨ 開発区域面積	5,890.12 m ²		
		⑩ 行為の目的及び概要	共同住宅の建築		
※7	行為の期間	着手予定日	平成〇〇年 4月 15日	完了予定日	平成〇〇年 12月 25日
※9	代理者	住所	〇〇市 〇〇 5番 6号 担当 △△		
	氏名	〇〇〇設計株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇			電話 072-109-8765
※10	設計者	住所	△△市 △△ 7番 8号		
	氏名	〇〇設計事務所 代表 〇〇 〇〇			電話 072-432-1098
※11	施工者	住所			
	氏名	未定			電話
※12	特記事項	※受付欄			

※印の欄は記入しないでください。

(2) 景観計画区域内行為届出書の記入例

様式第1号（第4条関係）

景観計画区域内行為届出書

平成〇〇年 3月 15日

岸和田市長様

※1 届出者住所 ◇◇市◇◇町1番2号

氏名 株式会社 ○○○

代表取締役 ○〇 ○〇

電話番号 072-456-7890

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

※2 景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	岸和田市 △△町 34番、35番1、36番の一部					
※3 区域の区分	重 点 地 区	— 地 区				
	基 本 景 観 区	☐ 臨海景観区 ☐ 旧市街地・歴史景観区 ☐ 沿道型市街地景観区 ☒ 新市街地住宅景観区 ☐ 里の景観区 ☐ 自然緑地景観区				
	基 本 景 観 軸	⑥ 旧街道景観軸（〇〇街道）				
	景観配慮地区	— 地 区				
※4 都市計画の 地域地区等	用 途 地 域	第一種住居地域	建ぺい率	60%	☐ 防火 ☐ 準防火	
	そ の 他	—	容 積 率	200%	☒ その他	
※5 行為の種類	☒ 建 築 物	☒ 新築又は新設 ☐ 増 築 ☐ 改 築 ☐ 移 転				
	☐ 工 作 物	☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替） ☐ 色彩の変更				
※6 設 計 又 は 施 行 の 方 法	☒ 開 発 行 為					
	建 築 物 工 作 物	① 用 途（種類）	共同住宅			
		② 敷 地 面 積	5,678.90 m ²			
		③ 建 築 面 積	2,345.67 m ²			
		④ 延 べ 面 積	10,987.65 m ²			
		⑤ 外 観 の 変 更 面 積	— / — m ²			
		⑥ 高 さ	23.40 m			
		⑦ 構 造 ・ 階 数	鉄骨造 地上5階地下0階			
		⑧ 色 彩	ベーシックカラー	10YR7.5/1		
		アソートカラー	5YR6/1			
開 発 行 為	⑨ 開 発 区 域 面 積	5,890.12 m ²				
	⑩ 行 為 の 目 的 及 び 概 要	共同住宅の建築				
※7 ※8 行為の期間	着手予定日	平成〇〇年 4月 15日	完了予定日	平成〇〇年 12月 25日		
※9 事前協議	平成〇〇年 1月 12日提出 受付番号 第 〇〇号					
※10 代 理 者	住 所	◇◇市 ◇◇ 5番 6号		担当 △△		
	氏 名	◇◇◇設計株式会社 代表取締役 ○〇 ○〇		電話 072-109-8765		
※11 設 計 者	住 所	△△市 △△ 7番 8号				
	氏 名	〇〇設計事務所 代表 ◇◇ ◇◇		電話 072-432-1098		
※12 施 工 者	住 所	〇〇市 〇〇 9番 10号				
	氏 名	株式会社 △△△ 代表取締役 △△ △△		電話 072-765-4321		
※12 特 記 事 項					※受付欄	

※印の欄は記入しないでください。

(3) 事前協議書・景観計画区域内行為届出書の記入要領

事前協議書及び景観計画区域内行為届出書の記入要領を説明します。前2頁の記入例とあわせて参考にしてください。

なお、事前協議書と景観計画区域内行為届出書の記載項目等はほぼ同一ですが、事前協議においては、「届出」を「申出」と読み替えてください。

※1 届出者

届出義務者は、建築物の場合は建築主、工作物の場合は築造主です。

住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入し、押印（自書の場合は不要）してください。

※2 行為の場所

届出に係る建築物又は工作物の所在地の地名地番を記入してください。

※3 区域の区分

別図-1、別図-2（P14）を参考に、行為の場所が含まれる基本景観区をチェックし、重点地区、基本景観軸、景観配慮地区の名称を記入してください。複数の基本景観軸等に含まれる場合は、すべての名称を記入してください。

※4 都市計画の地域地区等

行為の場所の都市計画法に基づく用途地域、地区計画等、建ぺい率、容積率、防火・準防火などを記入してください。

※5 行為の種類

該当する行為をチェックしてください。同一の施工にて複数の行為がある場合は、同一の届出にて届出することは可能です。（例 増築と既存部分の色彩変更）

※6 設計又は、施工の方法

建築物、工作物及び開発行為の内容について、各項目を次の記入要領を参考に記載してください。

増築、改築、外観の変更、色彩の変更等において計画の行為が、建築物の一部となる場合は、各項目において2段書きとし、上段に計画の行為部分、下段に完了後の全体面積（例 増築の際の延べ面積；増築延べ面積／全体延べ面積）を記入してください。

① 用途（種類）

建築物は、住居、事務所、店舗、工場、倉庫等の用途の種類、工作物は、高架道路、高架鉄道、煙突、塔、製造施設など、岸和田市景観条例等施行規則第2条各号で掲げる種類を記入してください。

② 敷地面積

届出に係る建築物又は工作物が存する敷地の面積。建築物は、建築基準法施行令第2条第1項第1号の規定によるものとし、工作物は準用してください。

③ 建築面積

建築物は、建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定によるものとします。工作物は同項第5号の規定による築造面積を記入してください。

④ 延べ面積

建築物は、建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定によるものとします。

⑤ 外観の変更面積

外観を変更することとなる修繕等や色彩、材質の変更に係る行為の場合は、変更する部分の面積を上段に、変更する部分と変更しない部分の合計面積を下段に記入してください。見付面積等計算表が必要となります。

⑥ 高さ

地盤面からの高さとしします。建築物と工作物が一体となる場合は、合わせた高さを記入してください。

⑦ 構造・階数

構造については、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。階数については、届出に係る建築物が複数ある場合はすべての建築物について記入してください。

⑧ 色彩

建築物等の外壁、外観の基調色を、マンセル表色系により記入してください。

なお、詳細は、立面図に着色し、マンセル表色系による表示をしてください。

⑨ 開発区域面積

開発行為をする土地の区域の面積としします。

⑩ 行為の目的及び概要

共同住宅の建築、戸建分譲住宅地の造成など開発行為の目的、概要を記入してください。

※7 行為の期間

届出に係る建築物又は工作物の着工及び完了（竣工）の予定日を記入してください。

※8 事前協議

事前協議終了後交付する事前協議経過書をもとに記入してください。

※9 代理者

代理者が届出等を行う場合、代理者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入してください。

なお、委任状（委任者(届出者)、被委任者(代理者)双方の捺印必要）が必要となります。

※10 設計者

設計者の住所、氏名、電話番号を記入してください。

※11 施工者

施工者の住所、氏名、電話番号を記入してください。事前協議時点で施工者が未定の場合は「未定」と記入してください。

※12 特記事項

届出に係る建築物等について、景観形成のために特に配慮した事項、他法令等により、色彩等が規定されている場合などを記入してください。

※ その他

必要項目が多く、各欄内等で記入できない場合は、裏面または別紙に記載し、当該欄内にその旨を記入してください。（例 別紙参照、裏面に記載）

(4) 景観計画区域内行為変更届出書の記入例

様式第2号（第4条関係）

景観計画区域内行為変更届出書

平成〇〇年 5月20日

岸和田市長様

届出者住所 〇〇市〇〇町1番2号

氏名 株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 072-456-7890

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

景観法第16条第1項の規定に基づく届出に係る事項を変更したいので、同条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

景観計画区域内行為届出日		平成〇〇年 3月15日		※受付番号 第 号	
行 為 の 場 所		岸和田市△△町 34番、35番1、36番の一部			
区域の区分	重点地区	— 地区			
	基本景観区	☐ 臨海景観区 ☐ 旧市街地・歴史景観区 ☐ 沿道型市街地景観区 ☒ 新市街地住宅景観区 ☐ 里の景観区 ☐ 自然緑地景観区			
	基本景観軸	⑥ 旧街道景観軸 (〇〇街道)			
	景観配慮地区	— 地区			
行為の種類	☒ 建築物	☒ 新築又は新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転			
	☐ 工作物	☐ 外観の変更 (□修繕 □模様替) ☐ 色彩の変更			
	☒ 開発行為				
変更の内容	変 更 前		変 更 後		
	延べ面積 10,987.65㎡ 完了予定日 平成〇〇年12月25日		延べ面積 10,921.09㎡ 完了予定日 平成〇〇年 2月15日		
		変更の内容には、景観計画区域内行為届書の内容より、変更となる項目についてのみ記入してください。			
変更の理由	周辺住民との協議により日照確保のため、5階居室の一部を取りやめ、予定建築物を変更し、工期を延長する。				
変更に係る行為の期間	着手予定日	平成〇〇年 4月15日		完了予定日	平成〇〇年 2月15日
代 理 者	住所	〇〇市 〇〇 5番 6号		担当	△△
	氏名	〇〇〇設計株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		電話	072-109-8765
設 計 者	住所	△△市 △△ 7番 8号			
	氏名	〇〇設計事務所 代表 〇〇 〇〇		電話	072-432-1098
施 工 者	住所	〇〇市 〇〇 9番 10号			
	氏名	株式会社 △△△ 代表取締役 △△ △△		電話	072-765-4321
特 記 事 項					※受付欄

※印の欄は記入しないでください。

(5) 景観計画区域内行為(完了・中止)届の記入例

様式第6号(第10条関係)

景観計画区域内行為(完了・中止)届出書

平成〇〇年 2月 16日

岸和田市長様

届出者住所 〇〇市〇〇町1番2号

氏名 株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

電話番号 072-456-7890

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

景観法第16条 第1項 の規定により届出を行った、景観計画区域内の行為を 完了 したので、
第2項 中止

岸和田市景観条例第23条の規定により次のとおり届け出ます。

景観計画区域内行為届出日		平成〇〇年 3月 15日	※受付番号 第 号
行為の場所		岸和田市 〇〇町 34番、35番1、36番の一部	
行為の種類	☒ 建築物	☒ 新築又は新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転	
	☐ 工作物	☐ 外観の変更(□修繕 □模様替) ☐ 色彩の変更	
	☒ 開発行為		
完了	行為の着手日	平成〇〇年 4月 15日 着手	
	行為の完了日	平成〇〇年 2月 15日 完了	
中止	行為の着手日	年 月 日 着手	
	行為の中止日	年 月 日 中止	
	中止の理由		
代理人	住所 〇〇市 〇〇 5番 6号		
	氏名 〇〇〇設計株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 電話 072-109-8765		
特記事項			※受付欄

※印の欄は記入しないでください。

(6) 自己診断カルテ（景観配慮事項説明書）の記入例（大規模建築物）

(1) 共通事項 計画地の周辺にどのような景観の構成要素が点在しているか、その場所にあった景観特性を読み取り、どのような趣意をしたか

特性	誘導基準	記 事 項	評 価	記 事 項 記 入 欄
A 地 域 性 自 然 性 II 社 会 歴 史 性	1. 基本自然観、基本自然観、開発計画区域における方針や各地域の特性(自然・社会環境)を、さらに考慮し、建築等の配置・経路・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなることと配慮する。 a. 建築物の建つ場所の地形・地影・地質の自然特性を妨げず、より工夫する。 b. 林田田園の風景・文化の継承・発展や、新たな文化創造に向上工夫する。 c. 地味田園の景色がより安らげる、原風景について配慮をする。	● 建築物の配置・経路・形態・建物を生かすこと、地域全体として調和のとれたものとなること ● 自然・水辺等・水辺等を尊重し、その周辺の環境を考慮し、建築物の建つ場所・建物を配置しているか ● 地形の持つ美観等を建築物の建つ・配置・形態・建物を生かす工夫しているか ● 歴史的な景観・環境等に配慮しているか	◎ ×	● 本計画では、分譲型開発計画区域に位置し、自然環境が良好に保たれていることから、建築計画を環境配慮型開発計画と位置づけ、環境への配慮を促すことと記載した。 ● 山並みへの視覚しるべき環境とを考慮すること、より建築計画を行うこと。 ● 環境には、景観に支障をきたすような配置を促すことと記載した。
B ま ち 交 差 点 み 街 路 性	2. 開発計画に対して、まちのなかの個性や景観・景観上配慮を行うこと 3. 建築物の配置・形態・建物を生かすこと d. エッジ、コア・フレイムに対する配慮をする	● 計画区域や周辺環境の自然環境、まちのなかの個性・建つコア・フレイムに配慮しているか ● 建築物の配置・建物を生かすこと ● まちのなかの個性や、個性等の配置に配慮しているか	◎ ◎ ◎	● 開発計画と自然環境を考慮することにより、環境配慮を促すことと記載した。 ● 本計画では、分譲型開発計画区域に位置し、自然環境が良好に保たれていることから、建築計画を環境配慮型開発計画と位置づけ、環境への配慮を促すことと記載した。

[illegible][illegible]

★ 評価 ◎：十分配慮した ○：配慮した ×：配慮できなかった -：非該当

★ 講評基準 1～2 は景観形成基準のため必ず評価してください。【◎・○】の場合はその配慮事項も記入して下さい★

自己評価を行い◎、○、×で記入し、配慮した内容を記入してください。

(7) 景観誘導図の記入例



※ 景観誘導図について

景観誘導図に行為地の位置を赤色で記入し、行為地が含まれる基本景観区や、景観軸等について確認してください。なお本図は、別図-1と同一の図です。

様式集

様式1	景観計画区域内行為届出書	・・・	24
様式2	景観計画区域内行為変更届出書	・・・	25
様式3	景観計画区域内行為通知書	・・・	26
様式4	事前協議書	・・・	27
様式6	景観計画区域内行為（完了・中止）届出書	・・・	28
様式7	景観計画区域内行為（完了・中止）通知書	・・・	29
	自己診断カルテ（景観配慮事項説明書）【建築物】	・・・	30
	自己診断カルテ（景観配慮事項説明書）【工作物】	・・・	31
	景観誘導図	・・・	32

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

岸和田市長様

届出者住所

氏名

㊤

電話番号

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所		岸和田市			
区 域 の 区 分	重 点 地 区	地 区			
	基 本 景 観 区	☐ 臨海景観区 ☐ 旧市街地・歴史景観区 ☐ 沿道型市街地景観区 ☐ 新市街地住宅景観区 ☐ 里の景観区 ☐ 自然緑地景観区			
	基 本 景 観 軸				
	景観配慮地区	地 区			
都 市 計 画 の 地 域 地 区 等	用 途 地 域		建ぺい率	%	☐ 防火 ☐ 準防火
	そ の 他		容 積 率	%	☐ その他
行 為 の 種 類	☐ 建 築 物	☐ 新築又は新設 ☐ 増 築 ☐ 改 築 ☐ 移 転 ☐ 工 作 物 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替) ☐ 色彩の変更			
	☐ 開 発 行 為				
設 計 又 は 施 行 の 方 法	建 築 物 工 作 物	用 途 (種 類)			
		敷 地 面 積	m ²		
		建 築 面 積	m ²		
		延 べ 面 積	m ²		
		外 観 の 変 更 面 積	m ²		
		高 さ	m		
		構 造 ・ 階 数	造 階		
	色 彩 (マンセル表色系にて表示)	ベーシックカラー			
		アソートカラー			
	開 発 行 為	開 発 区 域 面 積	m ²		
行為の目的及び概要					
行 為 の 期 間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
事 前 協 議	年 月 日提出 受付番号 第 号				
代 理 者	住 所 氏 名			電 話	
設 計 者	住 所 氏 名			電 話	
施 工 者	住 所 氏 名			電 話	
特 記 事 項				※受付欄	

※印の欄は記入しないでください。

様式第2号 (第4条関係) 景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

岸和田市長様

届出者住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

景観法第16条第1項の規定による届出に係る事項を変更したいので、同条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

景観計画区域内行為届出日		年 月 日		※受付番号 第 号	
行 為 の 場 所		岸和田市			
区 域 の 区 分	重 点 地 区	地 区			
	基 本 景 観 区	☐ 臨海景観区 ☐ 旧市街地・歴史景観区 ☐ 沿道型市街地景観区 ☐ 新市街地住宅景観区 ☐ 里の景観区 ☐ 自然緑地景観区			
	基 本 景 観 軸				
	景観配慮地区	地 区			
行 為 の 種 類	☐ 建 築 物	☐ 新築又は新設 ☐ 増 築 ☐ 改 築 ☐ 移 転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替) ☐ 色彩の変更			
	☐ 工 作 物				
	☐ 開 発 行 為				
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後		
変 更 の 理 由					
変 更 に 係 る 行 為 の 期 間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
代 理 者	住 所 氏 名			電 話	
設 計 者	住 所 氏 名			電 話	
施 工 者	住 所 氏 名			電 話	
特 記 事 項					※受付欄

※印の欄は記入しないでください。

景観計画区域内行為通知書

年 月 日

岸和田市長様

住所

氏名

㊤

景観法第16条第5項の規定により、景観計画区域内における行為について次のとおり通知します。

行 為 の 場 所		岸和田市			
区域の区分	重点地区	地 区			
	基本景観区	☐ 臨海景観区 ☐ 旧市街地・歴史景観区 ☐ 沿道型市街地景観区 ☐ 新市街地住宅景観区 ☐ 里の景観区 ☐ 自然緑地景観区			
	基本景観軸				
	景観配慮地区	地 区			
都市計画の 地域地区等	用途地域		建ぺい率	%	☐ 防火 ☐ 準防火
	そ の 他		容 積 率	%	☐ その他
行為の種類	☐ 建築物	☐ 新築又は新設 ☐ 増 築 ☐ 改 築 ☐ 移 転 ☐ 工 作 物 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替) ☐ 色彩の変更			
	☐ 開発行為				
設 計 又 は 施行の方法	建 築 物 工 作 物	用 途 (種 類)			
		敷 地 面 積	m ²		
		建 築 面 積	m ²		
		延 べ 面 積	m ²		
		外 観 の 変 更 面 積	/ m ²		
		高 さ	m		
		構 造 ・ 階 数	造 階		
	色 彩 (マンセル表色系にて表示)	ベーシックカラー			
		アソートカラー			
	開 発 行 為	開 発 区 域 面 積	m ²		
行為の目的及び概要					
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
事前協議	年 月 日提出 受付番号 第 号				
担当連絡先	住 所		電 話		
	所 属				
	氏 名				
施 工 者	住 所		電 話		
	氏 名				
特 記 事 項				※受付欄	

※印の欄は記入しないでください。

事前協議書

年 月 日

岸和田市長様

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

岸和田市景観条例第16条の規定により、景観計画区域内における行為について次のとおり事前協議を求めます。

行 為 の 場 所		岸和田市			
区 域 の 区 分	重 点 地 区	地 区			
	基 本 景 観 区	☐ 臨海景観区 ☐ 旧市街地・歴史景観区 ☐ 沿道型市街地景観区 ☐ 新市街地住宅景観区 ☐ 里の景観区 ☐ 自然緑地景観区			
	基 本 景 観 軸				
	景観配慮地区	地 区			
都 市 計 画 の 地 域 地 区 等	用 途 地 域		建ぺい率	%	☐ 防火 ☐ 準防火
	そ の 他		容 積 率	%	☐ その他
行 為 の 種 類	☐ 建 築 物	☐ 新築又は新設 ☐ 増 築 ☐ 改 築 ☐ 移 転			
	☐ 工 作 物	☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替) ☐ 色彩の変更			
	☐ 開 発 行 為				
設 計 又 は 施 行 の 方 法	建 築 物 工 作 物	用 途 (種 類)			
		敷 地 面 積	m ²		
		建 築 面 積	m ²		
		延 べ 面 積	m ²		
		外 観 の 変 更 面 積	/ m ²		
		高 さ	m		
		構 造 ・ 階 数	造 階		
		色 彩 (マンセル表色系にて表示)	ベーシックカラー		
		アソートカラー			
	開 発 行 為	開 発 区 域 面 積	m ²		
行為の目的及び概要					
行 為 の 期 間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
代 理 者	住所 氏 名			電話	
設 計 者	住所 氏 名			電話	
施 工 者	住所 氏 名			電話	
特 記 事 項				※受付欄	

※印の欄は記入しないでください。

景観計画区域内行為(完了・中止)届出書

年 月 日

岸和田市長様

届出者住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

景観法第16条 第1項 の規定により届出を行った、景観計画区域内の行為を 完了 したので、
第2項 中止

岸和田市景観条例第23条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

景観計画区域内行為届出日		年 月 日	※受付番号 第 号
行 為 の 場 所		岸和田市	
行 為 の 種 類	☐ 建 築 物	☐ 新築又は新設 ☐ 増 築 ☐ 改 築 ☐ 移 転	
	☐ 工 作 物	☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替) ☐ 色彩の変更	
	☐ 開 発 行 為		
完 了	行 為 の 着 手 日	年 月 日 着手	
	行 為 の 完 了 日	年 月 日 完了	
中 止	行 為 の 着 手 日	年 月 日 着手	
	行 為 の 中 止 日	年 月 日 中止	
	中 止 の 理 由		
代 理 者	住 所 氏 名	電話	
特 記 事 項			※受付欄

※印の欄は記入しないでください。

景観計画区域内行為(完了・中止)通知書

年 月 日

岸和田市長様

住 所

氏 名

印

景観法第16条第5項の規定による通知を行った、景観計画区域内の行為を完了中止したので、岸和田市景観条例第23条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により次のとおり通知します。

景観計画区域内行為通知日		年 月 日	※受付番号 第 号
行 為 の 場 所		岸和田市	
行為の種類	☐ 建築物	☐ 新築又は新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転	
	☐ 工作物	☐ 外観の変更(☐ 修繕 ☐ 模様替) ☐ 色彩の変更	
	☐ 開発行為		
完了	行為の着手日	年 月 日 着手	
	行為の完了日	年 月 日 完了	
中止	行為の着手日	年 月 日 着手	
	行為の中止日	年 月 日 中止	
	中止の理由		
担当連絡先	住 所 所 属 氏 名	電話	
特 記 事 項			※受付欄

※印の欄は記入しないでください。

自己診断カルテ（景観配慮事項説明書）【建築物】

	基本景観区	基本景観軸	景観配慮地区
該当する景観区等を記入	()	() ()	()

(1)共通事項 計画地の周辺にどのような景観の構成要素が点在しているか、その場所にあった景観特性を読み取り、どのような配慮をしたか、記入してください。

特 性		誘 導 基 準	配 慮 事 項	評 価	配 慮 事 項 記 入 欄
A 地 域 特 性	I 自 然 特 性 II 社会 歴史特性 III ふるさと性	1. 基本景観区、基本景観軸、景観配慮地区における方針や各地域の特性(自然・社会歴史・ふるさと)に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること	●建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮しているか		
		a. 建築物等の建つ場所の地形や緑の自然特性を活かすよう工夫する	●良好な緑・水辺等を保全したり、そこへの見通しを考慮した建築物等の造成・配置・形態等に配慮しているか		
		b. 岸和田固有の歴史文化の継承・発展や、新たな文化創出に向け工夫する	●地形の持つ高低差を建築物等の造成・配置・形態等に活かす工夫しているか ●歴史的景観資源等に配慮しているか		
		c. 地域固有の景色から受ける安らぎ、原風景について配慮をする	●地域らしさを明確にするため、地域景観の先導をはたすよう工夫しているか ●人に親しまれつつ、安らぎや懐かしさを持つよう工夫しているか		
B まちなみ特性	I 美 観 性	2. 境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行うこと	●前面道路や周辺建築物等の形態等、まちなみが持つスケールに配慮しているか		
		3. 建築物等の配置・意匠に工夫すること	●建築物等の配置・意匠を工夫しているか		
		d. エッジ、スカイラインに対する配慮をする	●まちかどづくり、屋根等の形態に配慮しているか		

(2) 建築物の建築等

特 性		誘 導 基 準	配 慮 事 項	評 価	配 慮 事 項 記 入 欄
C 建 築 特 性	Ⅰ 機 能 性	4. 暮らしやすさ住みやすさ等に配慮した配置及びデザインを工夫する	●暮らしやすさ住みやすさに配慮した配置及びデザインを追究しているか		
		5. 時間の経過により味わいの出る工夫をする	●時間の経過によって味わいが出るよう工夫しているか		
		6. ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫する	●ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫しているか		
		7. 色彩や素材に考慮し、分節などにより威圧感を感じさせない工夫をする	●威圧感を軽減するような工夫をしているか		
		e. 地理が分かりやすい構成とする	●地理が分かりやすい構成としているか		
	Ⅱ 視 覚 性	8. 外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、美観上の配慮をする	●外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、美観上の配慮をしているか		
		9. 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない	●著しく突出した意匠とならないよう配慮しているか		
		f. まちの景観を先導するような役割を果たすデザインを工夫する	●単に目立てば良いというものでなく、まちの景観を先導するような役割を果たすデザインを工夫しているか		
		g. 四季の変化があって豊かな表情となるように配慮をする	●四季の変化があって豊かな表情となるように配慮しているか		
	Ⅲ 環 境 性	10. 屋上などの活用も考慮し、緑が豊かであるような配慮をする	●屋上、壁面、駐車場などを利用し、緑豊かとなるよう配慮しているか		
		11. 道路等の公共空間から眺めることの出来る箇所は、できるだけ生垣などにより緑化に努める	●敷地等の緑化により緑の表情に努めているか		
		h. 水と緑が豊かであるような配慮をする	●水と緑が豊かであるような配慮をしているか		
i. 環境循環系に配慮をする		●雨水の大地への浸透や再利用に努めるなど環境循環系に配慮しているか			
j. 多種多様な生物の生息が可能な環境づくりのための工夫をする		●多種多様な生物の生息が可能な環境づくりのための工夫をしているか			
D 付 属 施 設		12. 駐車場、駐輪場、屋外階段、高架水槽などの付属施設は、配置や形態、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮する			
		13. 生垣などの植栽やルーバー等により目立たないよう配慮する			
		k. 駐車場は、駐車スペースなども利用し、出来る限り緑化に努め、周辺と調和するよう配慮する。特に、出入口付近は、植栽や花壇を設け、また、周囲にフェンス等の付帯施設を設置する場合は意匠に配慮する			
		l. 立体駐車場については、壁面緑化やルーバー等により、無機質感や圧迫感を軽減し、建物本体や周辺と調和するよう配慮する			
E 付 帯 設 備		14. クーラーの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空地から目立たないように配慮する			
		15. バルコニーなどは、景観を損なうものが直接見えにくい構造・意匠とする			
G その他	Ⅰ 屋外広告物等	18. 建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮する			
		o. 照明等は、過剰な光源とならないよう努め、光源の色彩や点滅などは周辺環境に配慮する			
	Ⅱ その他	19. 交差点、まちかど多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する			
		p. すべての人々が安全かつ快適に利用できるよう、歩車分離など、人へのやさしさと思いやりを考慮し、材質・形態・意匠・配置に配慮する			
		q. 開発行為については、現況の地形をいかし、長大な法面やよう壁が生じないよう配慮すること。また、法面やよう壁は、緑化や形態による修景等により、周辺と調和するよう配慮する			
H 色 彩		20. 地域の特性を把握し、周辺のまちなみや自然環境との調和を考慮した色彩を基本とする			
		21. 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないよう色彩基準により配慮する			
その他 配慮した事項					

(1)共通事項 計画地の周辺にどのような景観の構成要素が点在しているか、その場所にあった景観特性を読み取り、どのような配慮をしたか、記入してください。

特 性		誘 導 基 準	配 慮 事 項	評 価	配 慮 事 項 記 入 欄
A 地 域 特 性		1.基本景観区、基本景観軸、景観配慮地区における方針や各地域の特性(自然・社会歴史・ふるさと)に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること	●建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮しているか		
	I 自 然 特 性	a. 建築物等の建つ場所の地形や緑の自然特性を活かすよう工夫する	●良好な緑・水辺等を保全したり、そこへの見通しを考慮した建築物等の造成・配置・形態等に配慮しているか		
	II 社会 歴史特性	b. 岸和田固有の歴史文化の継承・発展や、新たな文化創出に向け工夫する	●地形の持つ高低差を建築物等の造成・配置・形態等に活かす工夫しているか ●歴史的景観資源等に配慮しているか		
	III ふるさと性	c. 地域固有の景色から受ける安らぎ、原風景について配慮をする	●地域らしさを明確にするため、地域景観の先導をはたすよう工夫しているか ●人に親しまれつつ、安らぎや懐かしさを持つよう工夫しているか		
B まちなみ特性	I 美 観 性	2.境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行うこと	●前部道路や周辺建築物等の形態等、まちなみが持つスケールに配慮しているか		
		3.建築物等の配置・意匠に工夫すること	●建築物等の配置・意匠を工夫しているか		
		d. エッジ、スカイラインに対する配慮をする	●まちかどづくり、屋根等の形態に配慮しているか		

(2) 工作物の築造等

特 性		誘 導 基 準	配 慮 事 項	評 価	配 慮 事 項 記 入 欄
F 工 作 物 の 意 匠		16.周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮する			
		17.配管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する			
		m. 工作物の周辺は、高木等により緑化したり、修景した緩衝帯を設ける等、周辺と調和するよう配慮する			
		n. 長大な壁面等は、壁面緑化や段差、傾斜の設置、仕上げ方法等、意匠の工夫を行い、単調・圧迫感を軽減し、周辺と調和するよう配慮する			
G その他	Ⅰ 屋外広告物等	18.建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮する			
		o. 照明等は、過剰な光源とならないよう努め、光源の色彩や点滅などは周辺環境に配慮する			
	Ⅱ その他	19.交差点、まちかど多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する			
		p. すべての人々が安全かつ快適に利用できるよう、歩車分離など、人へのやさしさと思いやりを考慮し、材質・形態・意匠・配置に配慮する			
		q. 開発行為については、現況の地形をいかし、長大な法面やよう壁が生じないよう配慮すること。また、法面やよう壁は、緑化や形態による修景等により、周辺と調和するよう配慮する			
		r. 土地の開墾、土石の採取、木竹の伐採については、適度に樹木等を残す、あるいは、必要に応じて植樹に努め、環境及び周辺と調和するよう配慮する			
H 色 彩		20.地域の特性を把握し、周辺のまちなみや自然環境との調和を考慮した色彩を基本とする			
		21.外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないよう色彩基準により配慮する			
その他 配慮した事項					

☆4～15・e～lの基準は自己診断カルテ【建築物】に記載。

＊ 評 価 ◎：十分配慮した ○：配慮した ×：配慮できなかった ー：非該当

★ 誘導基準1～21は景観形成基準のため必ず評価してください。【◎・○】の場合はその配慮事項も記入して下さい ★

③大阪臨海線

④堺阪南線

⑤国道26号

⑥小栗街道

⑦国道170号

⑧津田川

⑨牛滝川

⑩牛滝山 大威徳寺

⑪葛城山

⑫神奈山

⑬岸和田駅

⑭中央公園

⑮歴史のランドマーク (岸和田城)

⑯港のランドマーク (岸和田大橋)

⑰漁港

⑱水門

⑲山のランドマーク (久米田地)

⑳緑と調和したまちの形成

㉑自然のランドマーク (神奈山)

㉒現況植生の保全

㉓ブナ林の保護 (葛城山)

㉔150m保全ライン

㉕天の川

㉖山と海をつなぐ水と緑の自然軸 (春木川)

㉗田園風景のシンボル (久米田地)

㉘緑のアイストップの確保

㉙水と緑の景観軸

㉚商業軸

㉛歴史軸

㉜道路軸

㉝歴史的まちなみの保全

㉞歴史的まちなみとの調和

㉟都市的景観の形成

㊱緑の保全ライン (標高150m)

㊲緑の山並みの保全

㊳丘陵のフリンジ・エリアの保全

㊴丘陵の地形・植生の保全

㊵谷の風景との調和

㊶田園風景の保全

㊷田園風景との調和

㊸親水空間の創出

㊹公園

㊺市街化区域界

㊻ランドマーク

㊼シンボル

㊽歴史系景観区

㊾沿道型市街地景観区

㊿新市街地住宅景観区

里の景観区

自然緑地景観区

0 500 1,000 2,000 m

N

臨海景観区

旧市街・歴史景観区

沿道型市街地景観区

新市街地住宅景観区

里の景観区

自然緑地景観区